

平成28年度 第3回 東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成28年11月30日(水) 午後4時00分～午後6時00分
場所	北とぴあ カナリアホール
出席者	<p>[委員] (敬称略・順不同) ※別紙出席委員名簿参照 高橋儀平、野口祐子、井上良子、田中淳子、小田政利、熊澤真砂子、吉田耕一、丹野克哉、誉田加奈子、花山明弘、高岡和宏、望月康男、河奈正道、齋藤邦彦、尾花秀雄、笠間雅弘、筒井久子、菊池誠樹、鎌田英美、高橋聡司、渡邊涼、金澤大介、田中功、佐藤信夫、佐藤秀雄、石本昇平、林秀樹、土田信夫、塩ノ谷浩司、木津和久(代理：階上誠)、生越啓史(代理：藤塚宏紀)、島崎健一(代理：山口興)、木部泰久(代理：野田悟)</p> <p>[事務局] 北区まちづくり部都市計画課：寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 事務局あいさつ 3 委員紹介 4 出席委員報告 5 資料の確認 6 会長・副会長のあいさつ 7 傍聴人の確認 8 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 赤羽地区の地区別構想(素案)の検討 (2) その他 9 閉会
資料	<ul style="list-style-type: none"> ●次第 ●席次表 ●北区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿 <p>(資料1) 北区バリアフリー基本構想 【地区別構想 赤羽地区】(素案) (参考資料1) 対応方針抜粋版</p>

要旨

1. 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 事務局職員紹介
- (4) 出席委員報告：33名/40名(事務局より31名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認。出席委員報告後に2名出席)
- (5) 資料の確認
- (6) 会長・副会長のあいさつ
- (7) 傍聴人の確認
 - ・傍聴者数報告：0名

2. 議題

(1) 赤羽地区の地区別構想(素案)の検討

●事務局より資料1、参考資料1説明

会 長 : ポリュームが多いので確認するのも大変と思いますが、ご質問やご意見があればお願いいたします。

(資料1)

●第1章、第2章

意見なし

●第3章

会 長 : 病床数10床以上の診療所が主要な生活関連施設に追加となっていますが、何件追加されたのでしょうか。

事 務 局 : 診療所として岩江クリニックを1件追加しています。

会 長 : 銭湯はいかがでしょうか。

事 務 局 : 銭湯は9件が追加されました。

会 長 : 生活関連施設であり「主要な」生活関連施設ではないので、特定事業の対象にはしていないということでしょうか。

事 務 局 : そうです。

●第4章

会 長 : 18ページの写真のキャプションの位置について、写真の説明は一般的には下かと思いますが区でルールがありますか。

事 務 局 : 特にルールはないので修正します。

会 長 : 17ページの△は気づいた点としていますが、問題点や課題点の指摘ですのでもう少し強い言い方でもいいのではないのでしょうか。

事 務 局 : 課題点としたいと思います。

会 長 : 事業者のみなさんで問題がなければそうしていただきたいと思います。

事 務 局 : まだご回答いただいていない事業者もありますので、各事業者と調整して決めたいと思います。

副 会 長 : 区民と事業者の合同部会の際に記号が何を示しているのかわかりにくいと指摘しましたが、◎と△には何か意味があるのでしょうか。意味があるようで、わかりにくいと思いますがいかがでしょうか。

事 務 局 : 良い点という意味で◎、もう少しという意味で△としています。

会 長 : 記号の説明を明確にしておけば◎と△でも問題ないと思います。ちなみに、北区内でエスコートゾーンはどのくらいあるのでしょうか。

事 務 局 : 交通バリアフリー基本構想を策定している地区では整備されている箇所があります。赤羽駅周辺ではいかがでしょうか。

委 員 : 把握しておりませんが多くはないと思いますので、今後整備を進めていきたいと考えています。

会 長 : 旧法で位置つけたエリアでは整備が進んでいるのでしょうか。

事務局：王子駅周辺では、北区役所と王子神社を結ぶ横断歩道や音無橋の横断歩道など、構想の特定経路を中心にエスコートゾーンが設置されています。

● 第5章

委員：25ページの視覚障害者誘導用ブロックの2つ目の項目に「ニーズ」を追記していただきましたが、特定事業の中で位置づけている場合、「主要な」生活関連施設に限らずすべての生活関連施設を対象に、敷地側に視覚障害者誘導用ブロックを設置しているところでは道路側との接続に配慮していただきたいと思います。第6章の書き方ではそこが担保されていないように感じますので、可能であれば事業に盛り込んでいただけないでしょうか。

事務局：59ページ、60ページをご確認ください。歩道のある経路では誘導ブロックの整備を位置づけております。60ページでは、生活関連施設への誘導、という形で記載しています。すべて画一ではなく、道路の実情に応じて位置づけられていると認識しています。王子駅周辺で点検をした際に、銀行などで施設に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていても道路には設置されていないという箇所がありました。視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されている経路の沿道において、施設側でも設置された場合は情報提供をするような取組をしていこうと考えています。現時点ではまだ具体的な例はありませんが、今後こういう確認を進めていきます。

会長：既存施設との連携という例はありますか。

事務局：ここ1、2年はありませんが、過去にはあると思います。区役所がそういう状況でしたので、後から設置して連続性を確保しています。

委員：案内設備・情報のバリアフリーという項目と、人的対応・こころと情報のバリアフリーという項目があり、両方に情報のバリアフリーが含まれています。筆談器の設置だけであれば情報のバリアフリーに入りますが、人的対応によるコミュニケーションであるということを入れているのであれば、「人的対応・こころのバリアフリー」でいいのではないのでしょうか。以前から、こころと情報を一緒に書くことに違和感を抱いています。その場合、筆談器は案内設備の方に入れる必要があると思います。

会長：多機能トイレの表現について、建築設計標準の改定を進めています。この中でも表現が大分変わってきています。本基本構想の目標年度は平成37年度としており、その頃には多機能トイレの使われ方が大分変わってきていると考えられますので、後で出す私のコメントも参考にしてお検討いただければと思います。

事務局：事務局でも非常に悩んだ部分です。多機能トイレに代わる言葉が見つからなかったため、新設されるトイレについては「車いす使用者が円滑に利用できるトイレ」とし、既存のものについては現在一般的に使用されている名称として「多機能トイレ」という言葉を使っています。

会長：事業者が迷ってしまう部分もあると思います。LGBTなどの話もあり、実態と今後の望む姿の両面がありますので、修正をお願いしたいと思います。

委員：24ページで福祉タクシーの導入を促進するという事項がありますが、福祉タクシーとはどういう車両でどういう利用がされるのか教えていただければと思います。ベビー

カーでの利用なども考えられるのでしょうか。

事務局：福祉タクシーは呼んで対応することが基本です。車いす使用者が乗れるワンボックスタイプの車両です。赤羽中央総合病院の受付には福祉タクシーを呼べる案内などが掲示されていたと思います。

委員：最近は一ボックス型でもユニバーサルデザインタクシーというものが普及してきており、一般のタクシーと同様にまちで流して手を挙げて乗れるようになっていきます。車いすでも乗れますので、ベビーカーでも乗れると思います。

会長：バリアフリー法で位置づけていた福祉タクシーは福祉車両としての位置づけとなっていますが、ここで書かれているのは誰もが乗れるユニバーサルデザインタクシーも含むように思います。都内では導入している事例は少ないのですが、近隣では川崎市でユニバーサルデザインタクシーの乗り場を設けるなどの取組が成功しています。福祉タクシーについては、注釈や写真を入れてわかりやすくしていただければと思います。現在、福祉タクシーは28,000台の導入が平成32年度までの目標となっていますが、おそらくそれよりも進むのではないかと思います。

● 第6章

会長：学校関係の事業について、事業なしというのが多いように感じますが、インクルーシブの観点からいかがでしょうか。具体的な状況を説明いただけますか。

事務局：120ページをご確認ください。なでしこ小学校は現在改築を進めているため、事業を短期で記載しています。119ページでは事業なしとなっていますが、今後の改築の方針が定まっていないという状況から、現時点では事業なしとなっています。こういう記載が学校関係や、153ページの都営住宅前広場などであります。こういう事業なしの施設について構想の中で記載していくかも今後検討したいと考えています。

会長：既に整備されているところもあると思いますので、精査していただければと思います。事業なしの施設でも毎年の検討の中で変更が出てくると考えられますので、必要な時に当事者が利用できないことがないように、できる限り教育委員会とも調整を図っていただければと思います。

委員：128ページで赤羽西図書館・赤羽西福祉作業所となっていますが、2施設は少し離れており、とても車いすでは行けるようなところではないと記憶しています。記載されている特定事業は赤羽西図書館の内容にはそぐわないという印象を受けました。

事務局：赤羽西図書館については、スタッフの人的支援にて対応していく、と記載しています。現実として車いすで図書館を使用するのは困難な状況ということで、人的支援でできることをしていくという対応にしています。実態としては他の図書館をご案内している状況です。

会長：合理的配慮に対してどのくらいご了解いただけるかという点ですが、区の施設ですので具体化していく必要があるかと思いますが、事情について記載できますか。

事務局：方針の記載が福祉作業所の記載となっていて誤解を与えたいと思いますので、表現を変えていきたいと思っています。

- 委員：他の教育施設は事業主体として学校改築施設管理課が併記されていますが、121ページの梅木小学校と123ページの桐ヶ丘郷小学校だけその記載がありません。連携をとれているのか確認したいです。
- 事務局：学校改築施設管理課の記載がない施設に関しましては、特定事業が人的対応・ところと情報のバリアフリーの項目のみとなっている施設です。人的対応等は学校側で対応することになりますので、学校単独での記載としています。
- 会長：対応方針で該当しないとしている学校関係施設は、車いす使用者トイレや乳幼児設備も移動式スロープもないということなのでしょうか。
- 事務局：施設によりますが、改築しているところは対応済みとなっています。それ以外のところは、予算の中で順次取り組んでいるところです。
- 会長：対象として記載するのであれば、実態として何が無いのか書き込んでおいたほうがいいのかもしれませんが。
- 第7章、第8章
- 副会長：案内設備とところのバリアフリーを分けるということになると、第7章も変えていく必要があると思います。抽出された意見を○心と○情の記号で分けていますが、○情は人的対応にあたる内容であると思います。第7章のタイトルもところと情報のバリアフリーと示していいのかというのも検討いただいた方がいいと思います。
- 会長：第1回協議会の時からご意見いただいていたところかと思います。
- 事務局：全体構想では、章の中で項目を分けて記載しました。
- 会長：事業の中で情報と項目を分けたことと合わせると、心の部分だけということになりますか。
- 事務局：どちらかという心の内容が多くを占めると思います。
- 副会長：人的対応という言葉を使っているので「人的対応とところのバリアフリー」とした方がいいのではないのでしょうか。
- 会長：その方が特定事業に記載されている項目の区分と合って書きやすくなるかもしれないです。ところのバリアフリーというと非常に抽象的な言葉ですので、どういった中身なのかと言われると難しいと思います。コミュニケーションが途切れる、あるいは区別されることがなくなるような配慮について示せばいいのではないのでしょうか。事業者への取組について接遇研修では商店街のことしか書いていませんが、各事業者への研修について書いていいのではないのでしょうか。
- 事務局：追記したいと思います。
- 委員：ところと情報のバリアフリーについて、ところのバリアフリー化をしていきますという記載が小学校でもありましたが、抽象的でどう理解していいのかが悩んでいます。電車の車いすスペースに一人の男性が立っていて、お願いできますかと言ったらすごく嫌な顔をされました。嫌だったのか、車いすスペース自体を知らなかったのか、マークが知られていないのかもわかりませんが、そういう経験をしました。エレベーターでも嫌な顔をされることがあります。学校教育の中で改善していくことを、実践的に進めていただきたいです。ところのバリアフリーとして、「エレベーターを学校につけ

た」理由を理解していくことの機会になると思います。ただ、エレベーターでの指切断事故などもあり、反対が起きないように配慮していただきたいです。私も首にあった雨具の紐がエレベーターに挟まってしまって首が締まったことがありました。事故を防ぐため、乗らないでくださいではなく、安全にみんなが使えるように配慮をお願いすることができればと思います。どのように盛り込めるかわかりませんがよろしくをお願いします。

委員：子どもへの働きかけのところで、北区の教育委員会が計画として「特別支援教育」という枠組みを持っており、第三次計画を作成している段階です。教育委員会からの意見をいただくと具体的な取組が示せると思います。昨年の協議会で復籍交流の紹介もしましたが、こういう具体的な例をもっと紹介していくと事業者への理解が進み、具体的な取組を示せるのではないのでしょうか。

事務局：教育委員会からは、これから検討を開始して来年度計画を作成するというで聞いています。特別支援教育の中に盛り込めないかという話はさせていただいたところで、検討はこれからということなので、今の計画の中で記載できないことがないか調整したいと思います。

会長：今すぐの実現できなくてももう少し積極的に工夫して10年後を見据えた表現にしていだけないでしょうか。区民への働きかけも非常に重要ですので、しっかり書いていただければと思います。引き続き来年度も検討したいと考えておりますので、委員の意見も含めてどういう取組みができるか一緒に考えていければと思います。

会長：スパイラルアップについての記載がありますが、施設設置管理者への働きかけはいいですが、その後の維持管理についても記載していただけないでしょうか。利用者からの意見を踏まえて反映していく仕組みについて書き込んでほしいと思います。区民と事業者が一緒になって改善につなげるようなプログラムをもう少し具体的に書けないでしょうか。

事務局：検討して修正します。

会長：年1回と規定せずに、複数回必要に応じて実施してください。北区はオリンピック・パラリンピック競技大会の関係でも注目されていますので、他行政と同じ金太郎飴のような基本構想にならないように区民の皆様と一緒にやっていく方向でお願いします。

委員：バイクを公園に入れないための柵で困っているという話がありますが、こういうのに変えようかな、という計画段階で事業者と利用者で確認や話し合いができるといいと思います。変えてしまってからでは遅いので事前にチェックできる仕組みを形にできればと思います。

会長：利用者参加の推進の項をもう少し書き込んでほしいです。利用者による検証評価の必要性について発信されてきています。私も当事者に検証を委任していく時代が来るとコメントしています。障害のある人自身が責任を持って取り組んでいくように踏み込んでいく必要があるのではないのでしょうか。

ボリュームのある資料ですので、本日確認しきれなかった部分については、持ち帰っていただいて追加のご意見があれば事務局に寄せていただければと思います。

(2) その他

事務局：今後のスケジュールについて、12月26日から1月30日までパブリックコメントを実施します。その後、2月24日に第4回協議会を実施する予定です。追加の意見は1週間以内にお寄せいただければと思います。修正や関係部署との調整を行って、パブリックコメント案を作成し、パブリックコメントでの意見と区の見解を踏まえ、修正案を第4回協議会でお示しします。

委員：パブリックコメントについて、素案を示すということでしょうか。対応方針は公開しませんか。

事務局：対応方針は検討資料として事務局で管理するものであり、公開はしません。

委員：対応方針の今後の活用についてどう考えていますか。

事務局：来年度特定事業計画を検討する際の資料として活用する予定です。

3. 閉会

事務局：本日は活発なご議論をいただき、ありがとうございました。